

2 多健障 9 7 9 号
令和 3 年 1 月 1 4 日

放課後等デイサービス事業所 各位

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

**令和 2 年度特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業
に関する補助金請求等について (依頼)**

日頃より、多摩市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の実施については、
既に令和元年度分の同事業に係る請求方法等について、多摩市通知（令和 2 年 9 月 1 6 日
付 2 多健障第 1 1 3 3 号）にてお知らせしているところです。

今般、令和 2 年度の当該事業の実施にあたり、東京都より送付された事務連絡に記載の
とおり、下記の方法で実施することとしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたしま
す。

記

1 請求方法

既に支払いを受けているサービス提供月分については、事業所からの過誤申立て及び再
請求によって実施します。

また、これから請求を行うサービス提供月分については、通常請求の中で実施します。
通常請求については 2 月請求分(1 月サービス提供分)より実施とします。

詳細は別添資料をご覧ください。

なお、利用者負担額が利用者負担上限額と同額だった場合や非課税世帯等で自己負担が
ない場合は対応不要となります。

2 提出期限

令和 3 年 2 月 1 2 日 (金)

3 提出書類

(1)過誤申立書

(2)代替的支援の一人当たりの基準の単価簡易計算シート

(3)新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後等デイサービス補助対象額計算シート

4 注意事項

- (1) 本事業は放課後等デイサービスが対象です。児童発達支援事業は補助の対象外ですのでご注意ください。
- (2) 4月以降は代替的支援についての利用者負担額も補助対象となります。
- (3) 本補助事業は、利用者負担の補助事業であり、**事業所の総請求額は変更がない点**にご留意ください。
- (4) 過誤申立て後は必ず再請求を行ってください。
- (5) 他県児童は、多摩市の補助の対象ではないため、他縣市町村担当課の指示に従ってください。

5 その他

令和元年度実施分における請求については、令和2年9月16日付2多健障第1133号「令和元年度特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業に関する補助金請求等について(依頼)」でお知らせしているところですが、未請求の事業所については、併せて、至急対応いただきますよう、よろしくお願い致します。

【担当・提出先】

多摩市役所健康福祉部障害福祉課 相談支援担当

電話 042-338-6847 (直通)

FAX 042-372-1200

E-mail f-sodan@city.tama.tokyo.jp